

電子車検証の交付を受けた車両で

- 緊急自動車
 - 道路維持作業用自動車
- ## を申請する方へ!!

自動車検査証記録事項の写しが必要になります。



令和5年1月から交付される電子車検証には、

- ・使用者の住所
- ・使用の本拠の位置

が記載されていないため、従来の車検証と同等の情報が記載されている

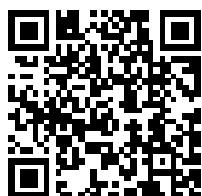
「自動車検査証記録事項」の写しを添付

していただく必要があります。

その場合、電子車検証の写しは必要ありません。

【自動車検査証記録事項の出力方法】

- ☆ スマートフォンやPC等で国土交通省から配信予定の「車検証閲覧アプリ」を使用し、電子車検証のICタグを読み取ることで出力（印刷）できるようになります。※PCの場合はICカードリーダーが必要です。
- ☆ 運輸支局では、電子車検証の運用開始から最低3年間は、電子車検証の交付と併せて「自動車検査証記録事項」を交付します。
- ☆ 電子車検証及び車検証閲覧アプリの詳細については、下記の国土交通省ホームページをご参考に願います。



電子車検証特設サイト



<http://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

【担当】

茨城県警察本部
交通総務課 企画係
☎029-301-0110(5022)